

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(国給付金)

低所得者の子育て世帯に対し、生活の支援をするため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

■対象者

以下の①～⑤のいずれかに該当する方

【ひとり親世帯分】

- ①令和4年4月分の児童扶養手当を受給している方
- ②公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった方

【ひとり親世帯以外の子育て世帯分】

- ④令和4年4月分～令和5年3月分までの児童手当(または特別児童扶養手当)を受給しており、令和4年度住民税均等割が非課税の方(公務員を除く)
- ⑤平成16年4月2日から令和5年2月28日までの間に出生した児童を養育する父母等で、令和4年度住民税均等割が非課税の方(公務員を含む)、または、令和4年1月1日以降の収入が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

■対象児童

平成16年4月2日(特別児童扶養手当の対象となる児童の場合は平成14年4月2日)から令和5年2月28日までの間に出生した児童

■支給額

児童1人あたり5万円

■申請手続き

- ①、④に該当する方は申請不要。
- ②、③、⑤に該当する方は申請が必要(郵送での受付)。
※申請書等を希望する方は、市ホームページからダウンロードするか、下記のコールセンターへお問い合わせください。

■支給日

- ①に該当する方は令和4年6月17日に支給済み。
- ④に該当する方は令和4年7月から順次支給予定。
- ②、③、⑤に該当する方は申請受理後、書類審査の上、7月末から順次支給予定(審査内容次第では遅れる場合もあります)。

■申請期限

令和5年2月28日(火)まで(必着)

■申請に関する問い合わせ

熊本市「子育て世帯生活支援特別給付金」
コールセンター
☎096-328-7770(平日 午前9時から午後5時まで)

詳しくは、
市ホームページへ



熊本県ひとり親世帯への生活支援特別給付金

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(以下「国給付金」)が支給された低所得のひとり親世帯へさらに支援を行うため、熊本県独自で熊本県ひとり親世帯への生活支援特別給付金を支給します。

■対象者

国給付金が支給されたひとり親世帯の方

■対象児童

国給付金の支給対象となった児童

■支給額

1世帯あたり2万円+2人目以降の児童1人あたり5千円

■申請手続き

国給付金の対象者①～③の方は申請不要。
それ以外の方は申請が必要(郵送での受付)。
※申請書等を希望する方は、市ホームページからダウンロードするか、右記のコールセンターへお問い合わせください。

■支給日

国給付金の対象者①～③に該当する方は令和4年8月下旬から順次支給予定。
それ以外の方は申請受理後、書類審査の上、9月下旬から順次支給予定(審査内容次第では遅れる場合もあります)。

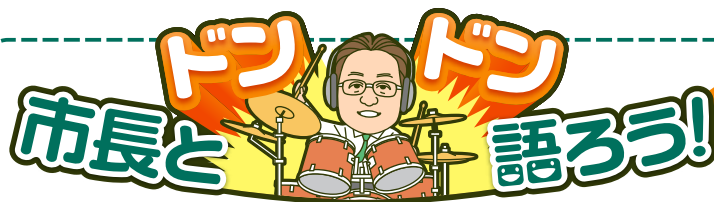
■申請期限

令和5年3月10日(金)まで(必着)

■申請に関する問い合わせ

熊本市「子育て世帯生活支援特別給付金」
コールセンター
☎096-328-7770(平日 午前9時から午後5時まで)

詳しくは、
市ホームページへ



公民館版

4月7日に「市長とドンドン語ろう! 公民館版」を開催しました。

公民館の利便性の向上・利用制限の緩和について

誰もが積極的に活用できる公民館を目指したいと考えています。利便性の向上や利用制限の緩和について、ご意見をお聞かせください。また、公民館講座をどのようにすれば新規の利用者が増えるか、考えをお聞かせください。



これまで利用していない人たちも利用しやすくなるよう、利用時間の枠を現在の3分割(午前・午後・夜)からもっと増やしてはかがか。
一般サークルも年間での部屋の確保ができるようお願いしたい。

利用時間の枠や年間での部屋の確保については、実際に利用されている皆様のご意見を反映できるよう検討したいと思います。



昨年から自主講座がなくなると受け取れるような話が出ており、危機感を募らせていた。

「自主講座がなくなる」というような誤解があったようですが、自主講座はとても大事だと思います。新しい人たちが参加しやすく、利用者のすそ野を広げていくための取り組みにご理解いただきますようお願いいたします。



広報については、市政だよりだけではなく、LINE等を活用するなど、効果的な手法を考えたいと思います。皆さんも身近な人への声かけをよろしくお願いします。

また、発表や展示の場により多くの方に活動を知ってもらうことは、「自分も参加してみよう」と公民館に出かけるきっかけになると思います。

公民館の利用者は減少している。公民館が何をしているのかわからないからである。もっと活動を広報していくことが必要である。

公民館での学習成果について、発表や展示により、地域住民に知ってもらうことが必要。それが公民館と地域を結びつけることにつながる。